

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
5月13日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....一
- 救急病院の認定(医療政策課).....一
- 指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課).....一
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....三
- 人委公告
平成二十八年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....三
- 平成二十八年度山口県保健師採用試験の実施.....八
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....一〇
- 公安委公告
一般競争入札の実施.....一

山口県告示第百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政



氏名	名称	所在地	指定年月日
新田大次郎	丘の上の治療院	宇部市大字棚井三六七の二	平成二八、四、二〇

山口県告示第百五十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年五月十三日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人緑山会鹿野博愛病院	周南市大字鹿野下一六一の一	平成三一、五、二七

山口県告示第百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字大潮字芋堀二八の二、二二一の五、二二一の六、二二一の七(次の図に示す部分に限る。)、二二一の二、二二一の一七、二二一の一八(次の図に示す部分に限る。)、二二一の一九から二二一の三五まで、二二一の三六(次の図に示す部分に限る。)、二二一の三七から二二一の三九、二二一の四〇・二二一の四一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二二一の四二から二二一の四四まで、二二一の四五から二二一の四九まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、二二一の五〇、二二一の五一・二二一の五二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二二一の五三から二二一の六七まで、二二一の一、二二一の二、二二一の四、二二一の一、二二一の二・二二一の三から二二一の七まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、二二一、二二二から二四〇まで、字見定二八〇の二(次の

の図に示す部分に限る。()、二八〇の三、二八〇の四(次の図に示す部分に限る。)、字開作三〇四の二、三〇四の三、三〇四の七、三〇四の一、三〇四の四から三〇四の二まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、字東入道三二四、三二五、三二六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第六百九十号(四)に係るものに限る。) () に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

防府市大字台道字上大山二〇〇、字中大山一六〇から一六二まで、二四二七、大字東佐波令字寺山一五七の六

岩国市錦町中ノ瀬字助九郎一五六の一、一五八、字下ノ河内一六〇、錦町深川字き

つねを三〇七、字日の谷三〇九、三二二、一三九四、一三九五、字向久保一四〇四、錦町広瀬字井ノ谷六六四、字下井ノ谷六八三二、六八三三、錦町須川字滝ノ口二六一九、字大谷二七〇六、字観音滝二七一、二七四五

二 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字金峰字平山五四七(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二〇五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年六月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月十三日

申請のあった年月日

平成二十八年四月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山口県知事 村岡 嗣 政

三 定款に記載された目的
 社会的養護を必要とする子どもたちに対し、養育と自立支援に関する事業を行うこと
 とで子どもの最善の利益を保障し、すべての子どもを社会全体で育む環境の実現を図
 ることにより、児童福祉の増進に寄与すること。

(二〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次
 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年五月十三日
 から同年九月十三日までの間、山口県商工労働部政課及び防府市産業振興部商工振興
 課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームプラザナフコ牟礼店
 所在地 防府市沖今宿二丁目二番二二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社ナフコ 住 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三、〇〇〇平方メートル	四、二七八平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ナフコ	
大規模小売店舗の開店時刻	午前八時	午前七時三〇分
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後八時三〇分
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後八時三〇分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三〇分から午後八時三〇分まで	午前七時から午後九時まで

- 四 届出年月日
平成二十八年四月二十六日
- 五 変更年月日
平成二十八年十二月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームプラザナフコ牟礼店
 所在地 防府市沖今宿二丁目二番二二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社ナフコ 住 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義

- 三 変更に係る事項
 駐車場の位置及び荷さばき施設の位置
 届出年月日 平成二十八年四月二十六日
 変更年月日 平成二十八年十二月二十七日



公 告

平成二十八年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施
 平成二十八年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。
 平成二十八年五月十三日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

行 政	試験職種	採用予定人員	職務の概要
三十五人	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務		

警察行政	五人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉(一般)	二人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉(心理)	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	五人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局(主として総務部及び土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	四人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
農業土木	二人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	二人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
化学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、取締り等の専門業務
衛生薬学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和六十二年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者又は平成七年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百二回薬剤師国家試験(平成二十九年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学の薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十九年三月三十一日までに卒業す

る見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に心じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成二十八年六月二十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の一 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目三番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十八年七月二十三日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十八年七月二十五日(月曜日)から同年八月二日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年七月七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。
給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万七千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年五月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町

行政	試験職種	出題分野
政治学 国際関係 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策		

別表

九 その他
その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

(一) 一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。
なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項
身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

(四) 受付の期間及び時間
平成二十八年五月十三日（金曜日）から同年六月三日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成二十八年六月三日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十八年五月十三日（金曜日）午前九時から同月二十七日（金曜日）午後五時まで

警察行政 政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
国際関係

社会福祉（一般） 社会福祉概論（社会保障を含む。） 社会学概論 心理学概論（社会心理学を含む。） 社会調査

社会福祉（心理） 一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。） 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学

土木 工学 数学 物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工

建築 数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工

農業 栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般

農業土木 数学 応用力学 水理学 測量 土壤物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般

林業 森林政策 森林経営学 造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。） 林業工学 林産一般 砂防工学

水産 水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学

化学 数学 物理学 分析化学 無機化学 有機工業化学 有機工業化学 物理化学工学

衛生薬学 物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度

衛生監視 物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産 物理化学 獣医公衆衛生学

試験職種 採用予定人員 職務の概要

行政 二人程度 知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務

土木 一人程度 知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格
(一) 昭和五十二年四月二日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者が受験できます。
(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

- (一) 第一次試験
 1 方法、内容等
 教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

種目	試験職種	試験内容
試験論文	全試験職種	記試験 現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験
試験専門	土木	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験教養	行政	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験

2 日時

平成二十八年六月二十六日(日曜日)

(1) 行政

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

論文試験 午後一時三十分から午後三時まで

(2) 土木

試験室入室 午前九時三十分まで

論文試験 午前十時から午前十一時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の一口山大学キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成二十八年七月三十日(土曜日)又は同月三十一日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日
 場所 山口市滝町一番一号
 山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

- 1 行政 教養試験 五〇点
 論文試験 五〇点
- 2 土木 専門試験 五〇点
 論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

- 1 行政 論文試験 五〇点
- 2 土木 論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、土木の試験職種にあつては第一次試験の専門試験

及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年七月十四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十万三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年五月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(二) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。なお、記入にあつては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年五月十三日(金曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年六月三日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(五) インターネットを利用する方法により受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十八年五月十三日(金曜日)午前九時から同月二十七日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十八年度山口県保健師採用試験の実施
平成二十八年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。
平成二十八年五月十三日
山口県人事委員会

一

試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要

保健師 保健師 二人程度 知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

(一) 昭和六十二年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百三回保健師国家試験(平成二十九年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時

平成二十八年六月二十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の一 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十八年七月二十三日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十八年七月二十五日(月曜日)から同年八月二日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

五 口述試験等 一四〇点
合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年七月七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十八年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合、月額十八万六百元が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年五月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手

を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入して下さい。

なお、記入にあつては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照して下さい。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十八年五月十三日(金曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年六月三日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(五) インターネットを利用する方法により受験の申込みをする

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年五月十三日(金曜日)午前九時から同月二十七日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。



山口県公安委員会告示第十九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年

山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十八年五月十六日から施行する。

平成二十八年五月十三日

山口県公安委員会

表山口県長府警察署の部土居の内交番の項名称の欄中「土居の内交番」を「城下町長府交番」に改め、同項位置の欄中「長府土居の内町」を「長府黒門東町」に改める。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

交通信号灯器 一六三〇台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十八年八月二十五日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十八年五月十三日から同年六月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十八年六月二十三日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十八年六月二十四日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十八年六月二十四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
落札者の決定方法

九 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年六月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三―〇一〇〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1630
- (3) Delivery period: August 25, 2016
- (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. June 23, 2016 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. June 24, 2016)